

公的年金等受給者および給与所得者の所得税還付申告

問・草津税務署 ☎(562)1315(自動音声案内) ・市税務課 ☎・☎(582)1115 ☎(583)9738

2月17日(月)～3月17日(月)に市内各所で確定申告の受け付けを予定していますが、毎年、大変混雑します。所得税の還付申告をする人は、草津税務署が下記の日程で相談・受け付けを行いますので、ぜひこの機会に申告をお済ませください。

還付申告相談会

日時	2月6日(木)午前9時30分～正午、午後1時～3時30分(受付時間：午前9時30分～11時30分、午後1時～3時) ※会場の混雑状況により受付終了時間を早める場合があります。	
場所	市民ホール 小ホール	
対象	公的年金等受給者・給与所得者	住宅借入金等特別控除を新たに受けた人
	・公的年金などを受給している人 ・令和6年中に一定額以上の医療費などを支払い、医療費控除による所得税などの還付申告をしたい人 ・令和6年の途中で退職し、年末調整ができていない人 など ※ただし、事業所得や不動産所得、譲渡所得がある人は除く	・住宅ローンなどを利用して、自宅を新築や購入、増改築などをして、令和6年中に居住の用に供し、一定の要件を満たす給与所得者で、住宅借入金等特別控除による所得税などの還付申告をしたい人
持ち物	・公的年金や給与所得などの源泉徴収票 ※令和6年中に退職金を受け取った人は、退職所得の源泉徴収票も必要です ・医療費控除の明細書(医療機関、医療を受けた人ごとで集計した明細書を自分で作成してください) ・生命保険料や地震保険料・長期損害保険料・国民年金保険料などの控除(支払)証明書、健康保険料の金額が分かるもの ※給与所得者で、年末調整したものは除く ・寄付金控除の受領証明書(寄付金がある人のみ) ※ワンストップ特例を選択した場合でも受領証明書が必要です ・ボールペンや電卓などの筆記用具や計算器具類 ・本人確認書類(マイナンバーカード、通知カード、運転免許証など) ・振込先の預貯金口座の番号などが分かるもの(本人名義に限る)	・ボールペンや電卓などの筆記用具や計算器具類 ・控除を受けるための要件と必要な添付書類などは、国税庁ホームページや草津税務署でご確認ください
その他	・当会場では譲渡所得(土地、建物および株式など)、贈与税の申告相談は行いません	

確定申告

▼マイナンバーカードを持っている人は、スマホによるe-Taxでの確定申告がより便利です

- ①スマートフォン(マイナンバーカード読み取り対応のもの)
- ②マイナンバーカード
- ③マイナンバーカードの署名用電子証明書の6～16文字のパスワード
- ④利用者証明用電子証明書の数字4桁のパスワード
- ⑤マイナポータルアプリのダウンロード

上記5点を準備し、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」へアクセス。

ご自身のスマートフォンでスムーズに確定申告書の作成ができますので、ぜひご利用ください。

※マイナンバーカードを持っていない人でも、国税庁ホームページで作成した申告書を印刷して郵送で提出することができます。申告会場へ持参する必要がなく便利です。



確定申告書等
作成コーナー

▼公的年金を受給している人へ

- ・公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下で、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合には、所得税の確定申告は不要です。ただし、所得税の還付を受ける場合は、確定申告書の提出が必要です。
- ・所得税の確定申告が不要な人でも、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されていない控除の適用を受ける場合などは、市県民税の申告が必要です。

申告書は草津税務署で交付しています。1月下旬以降は税務課でも交付します。また、国税庁ホームページでも申告書の作成、申告用紙のダウンロードなどができます。



国税庁
ホームページ